添付資料３－７「廃棄物の収集運搬」について

添付資料３－７は、第３号様式の【5. 適正な廃棄物処理等】の「(1)一般家庭から出る廃棄物の収集運搬を行う条件を満たしていること」を提出書類で確認します。

提出書類：下記①、②、③いずれかの資料

①一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合

例：一般廃棄物収集運搬業許可証等の写し

②顧客が委任状を発行している場合　例：委任状の写し等

③その他、行政の指定等を受けている場合は、そのことが確認できる資料

※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号「3 － 7」と必ず記入してください。

なお、廃棄物の収集運搬を行っていない場合は、第３号様式の「誓約をする　1. はい　2. いいえ」の欄に「0」を記入し、添付資料は不要です。

例１：一般廃棄物収集運搬業許可証

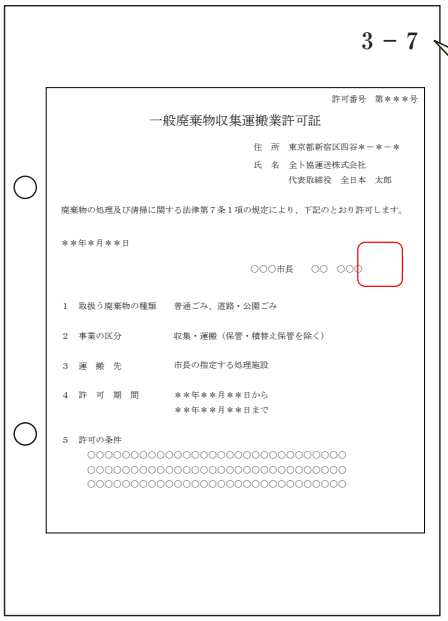

必ず資料番号を記入

3 － 6 と同一の場合は１枚のみで資料番号「3 － 6・3 － 7」と併記して可

例２：委任状等

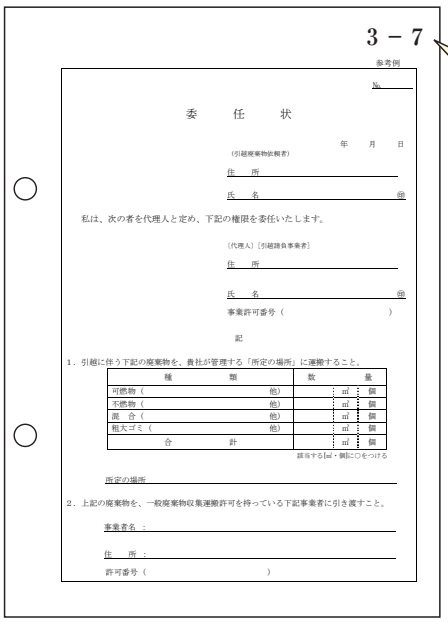

必ず資料番号を記入

委任状等には下記の内容が記載されている必要があります

- 依頼された廃棄物の種類及び数量
- 貴社が管理する所定の場所の所在地
- 所定の場所において、依頼された廃棄物を引き渡す市町村の名称または一般廃棄物収集運搬業者の氏名もしくは名称（法人の場合は代表者の氏名）並びに住所

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（環境省令）第２条より